

## 一法人複数大学における財務諸表の開示について（案）

### 【概要】

令和元年 5 月の国立大学法人法改正により、国立大学法人においても一法人複数大学の制度が導入された。一法人が複数大学を設置する場合の、財務諸表における開示について検討する。

### 【開示案】

現在のセグメント情報の様式をベースとして、大学別の情報を開示する。

- ✓ 両大学に共通する事務部門等については、法人共通に含めることを想定

### 【様式案】

別紙参照

### 【他の法人形態等における開示事例】

- 独立行政法人
  - ✓ 法律の規定により、区分して経理し、区分した経理単位（以下「勘定」という。）ごとに財務諸表の作成が要請されている独立行政法人にあつては、それぞれの勘定ごとの財務諸表（以下「勘定別財務諸表」という。）と、独立行政法人全体の財務諸表（以下「法人単位財務諸表」という。）を作成しなければならない。
  - ✓ 主務省令等により区分して経理することが要請されている場合の、各経理単位の財務諸表はセグメント情報として整理する。
- 公立大学法人
  - ✓ 公立大学法人で複数大学を設置している場合に、各大学を一つのセグメントとして開示している事例がある。
- 学校法人
  - ✓ 資金収支計算書及び事業活動収支計算書の内訳表として大学別（資金収支内訳表においては学部別情報含む）に開示
- 公益法人
  - ✓ 公益社団・財団法人が会計区分を有する場合には、貸借対照表及び正味財産増減計算書（損益計算書）の内訳表を開示

